

厚生労働省発基安0123第1号

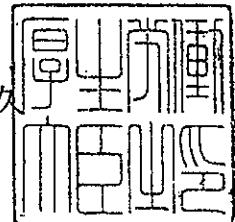
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成26年1月23日

厚生労働大臣 田村 憲久



労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱

第一 外国登録製造時等検査機関等

一 登録製造時等検査機関に対する適合命令及び改善命令に係る規定は、外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関（以下「外国登録製造時等検査機関」という。）について準用するものとする。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

二 厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができるものとする。

- (一) 登録製造時等検査機関の登録の欠格事由等に該当するとき。
- (二) 一により読み替えて準用する適合命令及び改善命令に係る規定による請求に応じなかったとき。
- (三) 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が(一)又は(二)のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に

応じなかったとき。

(四) 財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は

正当な理由がないのに製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人による財務諸表等の閲覧等の請求を拒んだとき。

(五) 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、

その職員をして外国登録製造時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に係のある帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

(六) 厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録製造時等検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

(七) 三による費用の負担をしないとき。

三 二の(五)の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とすること。

四 一から三までは、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関について準用すること。

第二 表示義務の対象物及び通知対象物について事業者の行うべき調査等

一 事業者は、第五十七条第一項に規定する表示義務の対象物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならないものとする。

二 事業者は、一による調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。

三 厚生労働大臣は、一及び二による措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

四 厚生労働大臣は、三の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

五 労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡し、又は提供する際にその容器又は包装に表示しなければならないこととされているもののうち、成分を削除すること。

第三 心理的な負担の程度を把握するための検査等

一 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は保健師による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないものとする。

二 労働者は、一による検査を受けなければならないものとする。

三 事業者は、一による検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師又は保健師から当該検査の結果が通知されるようにしなければならないものとする。この場合において、当該医師又は保健師は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならないものとする。

四 事業者は、三による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならないものとする。

五 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、四の面接指導の結果を記録しておかなければならないも

のとすること。

六 事業者は、四の面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならないものとする。

七 事業者は、六の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少その他の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならないものとする。

八 厚生労働大臣は、七により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

九 厚生労働大臣は、八の指針を公表した場合において必要があるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができるものとする。

十一の検査及び四の面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとする。

第四 受動喫煙の防止

一 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を防止するため、屋内作業場その他の厚生労働省令で定める作業場について、専ら喫煙のために利用されることを目的とする室（当該室からたばこの煙が漏れるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に合致するものに限る。）を除き、喫煙を禁止することその他の厚生労働省令で定める措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

二 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、一の専ら喫煙のために利用されることを目的とする室の設置の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

第五 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等

一 厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（以下「重大な労働災害」という。）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを提出すべきこと

を指示することができるものとする。

二 事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならないものとする。

三 一の事業者及びその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならないものとする。

四 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができるものとする。

五 厚生労働大臣は、一又は四に規定する指示を受けた事業者がその指示に従わなかった場合又は特別安全衛生改善計画を作成した事業者がこれを守っていないと認める場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

六 厚生労働大臣は、五の勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ものとする。

第六 計画の届出の廃止

第八十八条第一項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止すること。

第七 電動ファン付き呼吸用保護具

一 電動ファン付き呼吸用保護具を、その譲渡、貸与又は設置に際して厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならないものに追加すること。

二 電動ファン付き呼吸用保護具を、その製造又は輸入に際して厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式についての検定（以下「型式検定」という。）を受けなければならないものに追加すること。

三 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を行おうとして二の登録の申請をした者（以下「登録申請者」という。）について、厚生労働大臣が必ず登録をしなければならないものとされるための要件の一つとして、登録申請者が別表第十四に掲げる設備（材料試験機、ガス濃度計測器、内圧試験装置、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、排気弁気密試験装置、漏れ率試験装置、最低必要風量試験装置、公称稼働時間試験装置及び騒音計）を用いて型式検定を行うものであることを規定すること。

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第九 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第九の二の(四)は公布の日から、第六、第七並びに第九の二の(一)から(三)まで及び四の一部は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第三は公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二及び第九の四の一部は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 経過措置

(一) 第七の施行日前に製造され、又は輸入された電動ファン付き呼吸用保護具については、第七の一を適用しないものとし、第七の二の型式検定を受けることを要しないものとする。

(二) 第六の施行日前に改正前の労働安全衛生法第八十八条第一項の規定により計画の届出をした事業者に対

する工事若しくは仕事の開始の差止め又は当該計画の変更の命令及び当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対する勧告又は要請については、なお従前の例によるものとする。

(三) この法律の施行前にした行為及び(二)によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

(四) (一)から(三)までのほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。

三 検討規定

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

四 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。